



JForest 熊本県森林組合連合会

森林組合だより

FOREST ASSOCIATION COMMUNICATION PAPER

第189号

令和6年1月発行

発行所
熊本県森林組合連合会

〒861-8041
熊本市東区戸島2丁目3-35
TEL (096) 285-8688
FAX (096) 285-8651
発行人 前川 收
<http://www.kumamori.or.jp>



『2024年は甲辰(きのえたつ)』

十二支の動物で唯一、伝説上の生物である霊獣の龍。古くから日本でも、水や海の神として祀られ、「龍が現れると何かおめでたいことが起きる」と考えられていました。冬は水中にひそみ、夏は天に昇っていくとされ、竜巻や雷、虹などの自然現象を起こすとして大自然の躍動や鳴動を象徴するものでした。

また「辰」は草木が伸長し、形が整い、活気にあふれている様子を表します。私たちも辰年のパワーにあやかって目標を必「達(たつ)」し、ますます飛躍できるよういっそう邁進していきましょう!

本年もよろしくお願ひ申し上げます

熊本県森林組合連合会

代表理事 前川 收

副会長 池田 和貴

専代表理事 三原 義之

理事 河津 宗範

理事 坂田 鉄太郎

理事 黒木 信夫

理事 味岡 和國

理事 宮原 俊彦

理事 桑畑 達美

代表監事 堀川 泰注

監事 源川 貞夫

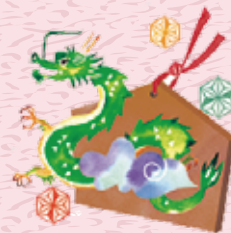
荒平 昇

他職員一同



新年のご挨拶

~New year greetings~



熊本県森林組合連合会
代表理事会長

前 川 收



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆様におかれましては、ご家族お揃いで健やかに、新たな年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

旧年中は、私共の業務運営に対しご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症も2類から5類に移行し、社会活動も正常化が進み、街の賑わいも戻りつつあります。

一方、長引くロシアによるウクライナ侵攻や、イスラエル・パレスチナ紛争の勃発により、急激な円安や物価高が進行し、社会・経済に大きな影響を与えています。このため、住宅着工数も減少し、ウッドショックのあと落ち着きを見せていた原木価格も下落傾向にあります。

このような中、国連で「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択されるとともに、国内では「2050年カーボンニュートラル」が宣言されるなど、脱炭素社会の実現に向け森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定に向けた期待は、以前にも増して大きなものとなっています。また、森林の適切な管理による炭素吸収量を環境価値として売買し、森林整備に対する一助とするJ-クレジットの取り組みも進められています。

さらに本年から森林環境税の徴収が始まり、これまで以上に森林環境譲与税の使途に注目が集まることが予想されます。配分された譲与税を余すことなく有効に活用し、森林整備を進めていくためには、地域の実態を把握している森林組合系統による、更なる市町村への働き掛けが必要となります。

加えて、政府の「花粉症に関する関係閣僚会議」において、発生源対策としてスギ人工林を今後10年間で2割削減を目指し、伐採・利用・再造林をパッケージとして加速化していくことが示されました。令和5年度補正予算や令和6年度当初予算においても、花粉症対策予算が盛り込まれています。

我々森林組合系統は、このような流れを好循環とするため、地域の森林整備の担い手として、これらの取り組みを積極的に進めていきたいと考えています。

次に林業担い手の技術を評価する技能検定制度の創設については、昨年、本県においても試行的運用試験が行われました。林業担い手の処遇改善や育成確保につながるよう、早期の創設に向けて、引き続き国に働きかけて参ります。

また、昨年県内で林業労働災害による死亡事故が発生しました。林業は、他産業に比べ10倍の労働災害発生率があり、少しのミスで尊い命が失われる大きな災害に繋がります。ひとたび労働災害が発生すると、本人はもとより、家族や職場、同僚に大きな影響を与えることとなります。林業労働災害防止対策は、役職員が一体となって取り組むことが大切であり、各々の立場で注意喚起を行って、事故が発生しない職場づくりをお願いします。

最後になりましたが、本年が皆様とご家族にとって豊かで実り多き一年となりますことをご祈念申し上げ、新年にあたってのご挨拶と致します。



熊本県農林水産部
部長 千田真寿



会員並びに森林組合の組合員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様には日頃から、本県の森林・林業・木材産業施策の推進に当たりまして、格段のご支援とご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、近年、我が国の人工林資源の多くが利用期を迎えていることを背景に、県産材の供給、利用拡大に向けた機運が高まっており、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を確立する必要があります。その一方で、豪雨などによる山地災害が頻発化、甚大化しており、経済活動としての林業と県土保全の両立に向けた取組が非常に重要となっております。

このような中、本県では、森林の持つ土砂流出防止や水源かん養等の公益的機能の維持・発揮に向け、県と市町村が連携し、森林環境譲与税も活用しながら、伐採後の再造林や間伐等の森林整備を推進するとともに、保安林の整備や治山施設の整備などの治山事業の着実な実施に取り組んでいるところです。

特に、最近では、森林管理による二酸化炭素吸収量をクレジットとして認証する「J-クレジット制度」にも注目が集まっており、クレジットの創出支援や企業等によるクレジット購入の促進を通じ、山

村地域に資金を還元させ、更なる森林整備の推進に力をつけていきたいと考えています。

さらに、「都市(まち)の木造化促進法」に基づき、昨年8月に、熊本県森林組合連合会をはじめ、4つの団体・企業と県内初となる建築物木材利用促進協定を締結し、公共建築物だけでなく民間建築物も含めて、木材利用を促進しています。

一方、政府においては、花粉症対策として、花粉の発生源となるスギ人工林の伐採・植替えやスギ材の需要拡大等を加速化することとされており、森林資源の循環利用の推進と併せて、多様で健全な森林整備が必要となっております。

このように、森林・林業・木材産業分野において取り組むべき施策は多岐にわたり、県民の関心、期待もますます高まっています。これらの施策を着実に実施していくためにも、森林組合が担う役割もますます重要となっておりますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本年が皆様方にとって輝かしい年となりますよう、併せて、ますますのご健勝とご活躍を祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

『くらしと人権』 =気づこう、そして考えよう=



熊本県人権啓発
マスコットキャラクター
「コッコロ」



「人権」とは

人は誰でも自分らしく、そして幸せに生活するという基本的な権利を生まれたときから持っています。この権利を「人権」といいます。



「人権問題の解決」のためには

私たち一人ひとりが、相手の立場に立って考え、自分の言動に責任を持つことが重要です。

「熊本県では、結婚や就職の際の部落差別につながるような身元調査が条例で規制されています。」

農林中央金庫 福岡支店
支店長

久古谷 卓 治



謹んで新年のお慶びを申し上げます。また、旧年中は弊庫の業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は5月に新型コロナウイルス感染症の感染療法上の位置づけが5類感染症とされて以降、外出自粛が不要となり、ようやくコロナ禍前の日常に戻ったように感じられた一年でした。一方、原材料やエネルギー価格の高騰、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルでの紛争勃発など、世界の様相は依然として混沌としております。一日も早く事態が収束することを心より願っております。

林業分野におきましては、木材単価は前年に引き続き堅調な国産材需要に支えられ、比較的安定して推移したように見受けられました。金利上昇等に伴う住宅着工数の減少など、木材単価の下落に繋がる懸念材料も累積しているものの、ウッドショックによる外材流入減の経験を踏まえ、本年についても国産材需要が喚起されることを期待しております。

私ども農林中央金庫では、森林組合系統の皆様

対しまして、金融、非金融の両面からサポートを実施しております。その中でも「森林組合系統による森林吸収系 J-クレジット創出支援」につきましては、特にサポートを強化しております。森林吸収系 J-クレジットとは、間伐や造林等の森林管理による二酸化炭素吸収量の増加量を「クレジット」として認証し、二酸化炭素排出量を削減したい企業などに売却できる国の制度です。この取組みは、二酸化炭素吸収量の増大のみならず、再造林等の森林保全の安定財源確保を通じた林業サイクルの循環や林業所得向上にも資するものです。昨年は九州内の一部森林組合においてもプロジェクト計画やクレジット発行に至り、弊庫も申請書類作成支援や販売媒介に携わらせていただきました。本年も最重点事項として本取り組みに注力していく所存です。

森林組合系統の発展に向けて取り組んで参りますので、引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、本年が皆様にとって幸多き一年となりますよう心より祈念申しあげ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

いつ襲ってくるかもしれない「もしも」のために 森林保険へ加入しましょう！

台風、山火事などの災害による
森林の損害に備え、
森林保険にご加入ください。



森林保険
イメージキャラクター
マモルくん

お申し込みは…

JForest

熊本県森林組合連合会

熊本市東区戸島2丁目3-35
TEL 096-285-8688

全国森林組合連合会
代表理事長

中 崎 和 久



年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、弊会の業務運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が昨年5類に移行し、社会経済活動の正常化が進む一方、長期化するロシアによるウクライナ侵攻や緊迫するイスラエル・パレスチナ情勢、急激な円安・物価高などの影響が懸念されております。また、集中豪雨や相次ぐ台風等により全国各地で災害が頻発しており、被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げます。弊会といたしましても、政府に所要の要請を行うとともに、早期復旧と「緑の国土強靱化」による防災・減災が進むよう取り組んで参ります。

こうした中、森林整備を支える財源である森林環境税・森林環境譲与税につきましては、いよいよ4月から森林環境税の徴税が始まります。森林環境税に対する国民の皆様の理解を得るためには、各都道府県・市町村に配分された森林環境譲与税を余すことなくしっかり活用して地域の森林整備等を進めることが何よりも大切です。全国の森林組合系統の皆様におかれましては、引き続き地元都道府県及び市町村と連携して、有効活用を進めていただくようお願い申し上げます。

また、政府においては花粉症に関する関係閣僚会議を設置して花粉症対策を強く打ち出し、先般成立した令和5年度補正予算及び閣議決定された令和6年度当初予算案において所要の額が計上されているところです。この中には花粉発生源対策として、花粉の少ない森林への転換促進対策が盛り込まれており、森林組合系統にはその担い手として高い期待が寄せられております。森林組合系統運動「JForestビジョン2030」においても、循環型林業の確立を掲げ、系統全体で主伐再生林に取り組むこととしており、花粉発生源対策の取り組みと合わせて推進していく所存です。

一方で、昨今の少子高齢化等の影響を受け、森林整備等を担う人材の確保が全国的な課題となってお

ります。弊会では、これまで林野庁補助事業「緑の雇用」事業の実施主体として、全国の森林組合をはじめとした林業経営体の人材確保・育成を支援して参りました。加えて、弊会が事務局を務める一般社団法人林業技能向上センターでは、林業に関する技能検定制度の創設に向け、昨年は全国7か所で「技能評価試験」を実施いたしました。また、昨年から林業に関する技能検定制度を活用した外国人材の技能実習2号の追加に向けた取り組みも実施しているところです。

昨年4月にエストニアで行われた世界伐木チャンピオンシップ(WLC)では、初めて日本人選手が種目別でメダルを獲得したという嬉しいニュースがありました。今年も弊会が中心となり、第5回日本伐木チャンピオンシップ(JLC)の開催を予定しており、多くの選手が切磋琢磨し、現場技能者の技術や地位の向上、安全対策の推進に資することを期待しております。

SDGsの達成やカーボンニュートラル社会の実現に向けては、本会と農林中央金庫の共同で森林組合系統によるJ-クレジット制度への取り組みをサポートするプラットフォーム(FCBASE)を昨年3月に立ち上げ、多くの森林組合及び森林組合連合会が登録し、取り組みを進めているところです。現在は、J-クレジットの創出に向けた支援機能が中心となっていますが、本年よりクレジットの販売機能も実装し、森林由来のJ-クレジットについてより多くの企業が興味・関心を持ってもらえるよう取り組みを強化して参ります。

今後も、弊会では系統関係者及び関連団体とともに、人材の確保・育成、森林資源の循環利用、国産材利用促進等に向け、役職員一同精進する所存ですので、倍旧のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとって幸多き一年となりますよう祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

各種研修会の開催

当連合会では、会員の皆様のご要望を取り入れつつ、職員のスキルアップを図るため、各種研修等を実施いたしました。

森林組合初任者研修会

開催日：令和5年6月2日（金）
開催場所：熊本県林業会館 2F 会議室
対象者：森林組合に入組3年以内の者
講師：〈午前の部〉県森連職員

農林中央金庫福岡支店
丸山 健太郎 九州営業第5班次長
〈午後の部〉NPO法人日本サービスマナー協会
守田 久美子 マナー講師



内容：午前中は、森林・林業の現状や森林組合系統組織並びに、コンプライアンス全般についての研修を行い、午後からは、ビジネスマナーに関する基礎知識とスキルの習得等について研修を行いました。グループワークなどを取り入れた5時間という長丁場の研修でしたが、参加者の皆さんから「林業の課題や社会人として必要なマナーや知識を知ることができた。」や「横のつながりができて嬉しい。」との声が聞かれました。

インボイス制度 意見交換会

開催日：令和5年6月9日（金）
開催場所：熊本県林業会館 2F 会議室
アドバイザー：全国森林組合連合会 早瀬 林政課長

内容：2023年10月から適用のインボイス制度に対して、共販所等を運営される会員組合を対象に、抱えている課題や困りごとを共有し、今後の取組みの参考としていただきたく意見交換会を行いました。各組合から、開始前の事前準備内容や木材市場におけるメリット・デメリットについての活発な意見が飛び交いました。



森林組合初任者フォローアップ研修会

開催日：令和5年6月21日（水）
開催場所：熊本県林業会館 2F 会議室 対象者：初任者研修を受けた者
講師：〈午前の部〉県森連職員、林業・木材製造業労働災害防止協会 熊本県支部 吉田 安全指導員
〈午後の部〉肥銀ビジネス教育株式会社 堀川 インストラクター

内容：午前中は、当連合会の井野参事から、森林・林業・木材産業の現状と課題について説明の後、林災防の吉田安全指導員から「全員で作り育む安全な現場」について講義していただきました。午後からは、肥銀ビジネス教育の堀川インストラクターから、2～4年目に向けての役割認識や不安解消等について講義していただきました。受講者からは「日々の仕事を進めるにあたり、モチベーション・コミュニケーション力のアップが必要なことが理解できた。」「グループワークを通して自分では気づけなかった意見を他の森林組合の方から聞くことができ、今後の業務の参考になった。」等の感想をいただきました。



インボイス制度 意見交換会

開催日：令和5年8月2日(水)

開催場所：熊本県林業会館 2F 会議室

講師：(株)インフォミックス 宍倉税理士事務所 橋口氏

アドバイザー：全国森林組合連合会 早瀬林政課長

内容：宍倉税理士事務所から講師を招いて、インボイス制度開始に伴う会計・税務処理や木材市場における具体的な精算書・請求書の様式を例に、インボイスの記載必須項目などについてご講話いただきました。インボイスの対応方針については、検討中であったり、話題にも挙がらないとの組合もいらっしゃる中で、抱えている課題や困りごとを共有することを中心に意見交換を行いました。



森林組合参事(級)研修会

開催日：令和5年9月8日(金)

開催場所：熊本県林業会館 2F 会議室

講師：〈午前の部〉全国森林組合連合会 村岡 監査室長
 〈午後の部〉肥銀ビジネス教育株式会社
 今村 インストラクター

内容：午前中は、令和5年度全国総務・指導担当部課長会議で受けた内容の情報提供後、全森連の監査室長からリモートにより「森林組合役職員に必要なコンプライアンス」についてご講話いただきました。午後からは、肥銀ビジネス教育の今村インストラクターから、多様性の時代のコミュニケーションやアンガーマネジメントについてご講話いただきました。



森林組合監事研修会

開催日：令和5年10月3日(火)

開催場所：グランメッセ熊本 2F 大会議室

対象者：森林組合の監事

講師：きこりの相談室 荒川 美作保氏 (中小企業診断士・キャリアコンサルタント)

内容：中小企業診断士の荒川氏から、自身が農協中央会の監査をしていた経験をもとに、コンプライアンスも含めた、監事監査における不正への視点について、また、実際の自組合の決算書を用いて、貸借対照表、損益計算書など決算書の役割を理解することで、経営管理に役立てる「見方」についてわかりやすくご教授いただきました。



就労環境改善指導(総務担当者)研修会

開催日：令和5年10月12日(木)

開催場所：熊本県林業会館 2F 会議室 対象者：総務担当者ほか

講師：岩根社会保険労務士事務所 岩根 翔氏(特定社会保険労務士)

内容：岩根社労士を講師に迎え開催し、近年の法改正に対応した就業規則の見直し等、労務管理を含めた就労環境改善についてご講義いただきました。事例を多用されており、就業規則の内容については、法令や労働協約に違反しないだけでなく、内容が合理的であることが必要で、かつ、労働者に周知されていることの重要性についてお話いただき、改めてその必要性を認識することができました。



森林組合役員研修会

開催日：令和5年12月21日(木)

開催場所：グランメッセ熊本 コンベンションホール

対象者：森林組合 理事・監事

講師：株式会社モリアゲ 長野 麻子代表

内容：午前中は、2018年林野庁木材利用課長を経て早期退職され、現在、豊かな森を次世代につないでいくため、自身で森をモリアゲる活動を行う株式会社モリアゲを起業された長野代表から、「熊本の森をモリアゲよう」というテーマでご講演いただきました。

現代人が森に求めるものを森林の持つ公益的機能に付加価値を付けることで、木材を売る以外で、森林の空間を使って事業を生み出す機運を醸成していくことや民間企業と森林組合の連携を模索していくことの重要性を感じました。

午後からは、当連合会の井野参事よりコンプライアンス関連と物流2024年問題についての説明を行いました。



熊本県下森林組合原木市況

(令和5年12月)

スギ販売市況

長さ	末口径	直材単価(円)	曲り材単価(円)
3 m	16~18cm	15,100	9,500
4 m	10~13cm	12,200	9,600
4 m	14~22cm	15,300	10,500
4 m	24~28cm	14,200	10,800
6 m	18~22cm	19,900	16,300

ヒノキ販売市況

長さ	末口径	直材単価(円)	曲り材単価(円)
3 m	16~18cm	19,600	17,400
4 m	10~13cm	12,200	10,700
4 m	14~22cm	21,400	16,200
4 m	24~28cm	21,600	16,200
6 m	18~22cm	25,000	23,000

第28回 熊本県木材利用優良施設コンクール

＝熊本県森林組合連合会賞＝ 『地獄温泉 青風荘.』受賞

このコンクールは、県産木材を利用した優れた木造大型施設等を顕彰することにより、県民の県産木材利用の意識の向上と需要拡大を図ることを目的に平成7年から毎年開催されています。

令和4年度の表彰式は、令和5年3月15日に熊本県庁県民ホールにおいて行われ、熊本県森林組合連合会賞を、『地獄温泉 青風荘.』が受賞されました。



表彰式：令和5年3月15日 熊本県庁



＝選考のポイント＝

明治時代から続く本館は、熊本地震、大雨により大きな打撃を受けたが見事に再生された。

本館に続く申請建物は、店舗とフロント機能を持ち、勾配天井に覆われた敷地の高低差を利用したゆったりとした内部空間を包含している。それに続く食事棟は、高さを抑えた勾配天井が広々としたデッキテラスへと視線を導いている。

ガラスが多用され、手入れに苦労はあるが、夜間には行灯のような温かさを醸し出している。伝統建築のイメージを生かしながらRC躯体と組み合わせ、災害からの創造的復興に成功している。



所在地／阿蘇郡南阿蘇村河陽2327
 施主／(有)地獄温泉清風荘
 設計／(株)村田建築設計所
 施工／(株)藤本建設工業
 延べ床面積／838㎡
 県産材使用量／51㎡
 主な使用樹種／スギ

その他の受賞者は以下のとおりでした。

〔熊本県賞〕

『八代市庁舎』

八代市松江城町1番25号

〔熊本県木材協会連合会賞〕

『鹿島町立嘉島西小学校増築校舎』

上益城郡嘉島町大字上島1919-2

〔熊本県木材事業協同組合連合会賞〕

『Shop&Cafe ミナマータ』

水俣市月浦54-162

〔くまもと県産材振興会賞〕

『南関町庁舎』

玉名郡南関町大字関町64番地

〔特別賞〕

『douce Nucca』

阿蘇市永草3037

〔賛助施設〕

『立田山憩の森・お祭り広場公衆トイレ』

『熊本県立苓北支援学校』

『道の駅〔錦〕防災トイレ』



令和5年度 JForest 全国森林組合代表者大会

—「JForestビジョン2030」の推進と循環型林業の確立に向けて—

全国森林組合連合会主催の令和5年度 JForest 全国森林組合代表者大会が10月24日に東京都内で開催され、全国から約600名の組合関係者が参加しました。



大会風景



中崎会長による挨拶



閉会挨拶:前川副会長

主催者挨拶として、中崎会長が「森林・林業では、ウッドショックによる山側への還元は限定的なものに終わり、組合員、森林所有者が求めている持続可能な林業経営が可能な山元立木価格の実現には至っておらず、再造林や担い手の確保・育成といった課題に直面している。これに対し、森林組合系統では、JForestビジョン2030を展開し、自治体と連携した森林管理体制の整備、循環型林業の確立と木材販売力の強化、高度人材の確保・育成、信頼される組織体制の確立、国民生活への貢献を図る取組を進めている。こうした中、森林環境譲与税については、私有林人工林への譲与割合を高めるよう、譲与基準の見直しをお願いしたい。また、森林林業・木材産業におけるグリーン成長に向けては、生産基盤強化や出口対策に向けた積極的な政策的支援と安定的な森林整備予算の確保が必要不可欠だ」と挨拶され、支援・協力を

要請しました。

引き続き、来賓の舞立 農林水産大臣政務官から「農水省としては、2050年カーボンニュートラル等の実現に向けて、川上から川下までの各種施策を推進している。また先般、作成した花粉症対策初期集中パッケージでは、スギ人工林伐採重点区域を今年度中に設定し、人工林の伐採、植替えを加速化することとしている。さらに、森林環境譲与税については、譲与基準の見直しについて、令和6年度税制改正要望を行ったところであり、都市部と山間部の双方が納得できる結論を年末に得られるよう、最大限努力する」などと挨拶をいただきました。

大会では、表彰に続いて、「森林整備のための財源確保」、「地域づくり、森づくり、人づくり」についての意見表明を受けて、大会決議が採択され本大会が締めくくられました。

大会決議

1. カーボンニュートラル・国土強靱化に向けた森林整備・保全と適切な管理の推進
2. 人材の確保・育成と労働安全対策推進強化
3. 生産性向上と需要拡大による国産材の供給・利用促進等
4. 森林環境譲与税の譲与基準の見直し
5. 林業及び山村振興等に必要な林業税制の改正
6. 激甚な災害からの復旧・復興

[全国森林組合連合会会長表彰]

— 栄えある表彰者 —

大会では表彰行事が行われ、組合系統の発展に功績のあった方々が表彰されました。県内の表彰者は次のとおりです。

◇ 功労者表彰（組合役員）

「水俣芦北森林組合」 桑畑 達美

◇ 功労者表彰（組合職員）

「菊池森林組合」 石橋 輝一、越猪 直樹

「緑川森林組合」 栗永 武明

「水俣芦北森林組合」 坂本 久弥

「上球磨森林組合」 藤原 博見、那須 浩二、右田 誠、金子 健一

「相良村森林組合」 林田 広美

「天草地域森林組合」 米丸 一也

◇ 感謝表彰（退職者）

「菊池森林組合」 平山 昭子、樋口 悟

「小国町森林組合」 穴井 喜一郎

「球磨村森林組合」 川島 勝孝

令和5年度

熊本県木材利用に関する勉強会の開催および国への要望活動

とき：令和5年10月23日(月)～24日(火) ところ：東京都千代田区(林野庁ほか)

令和5年度熊本県木材利用に関する勉強会が実施され、本県から林業政治連盟の役職員と組合長が参加しました。勉強会では、「非住宅・大型木造建築物における木材の利用」というテーマで、株式会社竹中工務店が開発した耐火集成材「燃エンウッド」を適用した建物を視察し、参加者から質疑応答が行われました。

また、翌日に令和6年度の政府予算等に関する提案・要望書を林野庁の青山長官ほか熊本県選出の国会議員へそれぞれ手交し、予算概算要求の満額獲得に向けての要請を行いました。



勉強会の様子



要望書手交：松村防災担当大臣室にて

新組合長紹介

この度、八代森林組合の組合長として選任されました、黒木 信夫（くろきのぶお）と申します。



八代森林組合
代表理事組合長
黒木 信夫

林業を取り巻く環境も依然として厳しい状況が続いていますが、森林を守って地域の安全を確保する、組合員の皆様に代わって地域林業を守るとの目的達成のため、八代市職員として地方行政に関わり、定年後は農林業を営んだ経験を活かし、微力ながら八代地域の林業振興と八代森林組合の発展のため尽力してまいりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新人紹介

大学では経済学部にも所属し、主に法律や裁判について学んでいました。趣味は楽器演奏で学生時代はバンド活動を行っていました。楽器はベースを担当しています。



森林保全部
森林利用係
山口 聖陽
やまぐち せいよう
出身地：球磨郡相良村
趣味：楽器演奏
(ベース)

現在は保全部で森林・山村多面的機能発揮対策交付金の業務を行っており、県南の活動組織を担当しています。人手が足りない時には治山の現場にも行きます。

まだ学ぶことは多くありますが先輩方の教えを糧に精進していこうと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

森林所有者の皆様へ

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます

あなたがお持ちの森林の土地の相続登記はお済みですか？

- 令和6年4月から、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行うことが義務になります。
- 法施行より前に相続した不動産も、義務化の対象です。
- 新たに設けられる「相続人申告登記制度」により、早期に遺産分割をすることが困難な場合には、申請義務を簡易に履行することができるようになります。

Q1 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になり、法務局に申請する必要があります。

※ 正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。



Q4 相続登記については、どこに相談すればよいですか？

お近くの法務局(予約制の手続案内を実施中)や、登記の専門家である司法書士・司法書士会等にご相談ください。

Q2 義務化が始まるのは、いつからですか？義務化前に相続した不動産も対象ですか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まります。令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります(令和9年3月31日までに申請する必要があります。)ので、要注意です。

Q5 自分の森林がどこにあるのか分からないのですが。

森林が所在する(と思われる)地域を管轄する市町村の林務担当部局等にご相談ください。

Q3 不動産を相続した場合、どう対応すればいいですか？相続人が多数いて、早期の遺産分割が難しいのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記を必要があります。早期の遺産分割が難しい場合には、「相続人申告登記※」という簡便な手続を法務局でとることによって、義務を果たすこともできます。

※ 相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人の1人であることを申告する、簡易な手続です。

Q6 森林を今後どのように管理したら良いか分かりません。

森林が所在する地域を管轄する都道府県の出先機関や市町村の林務担当部局、森林組合等にご相談ください。

法務省
不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

